

7 水管第 253 号－1

令和 7 年 5 月 2 日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（さんま）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第 477 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（さんま）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量等について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千四百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまいだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																								
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまいだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和七管理年度（令和七年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 さんま 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 95,623トン 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 <table><tr><th>都 道 府 県</th><th>都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>北海道</td><td>3,900</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 <table><tr><th>大 臣 管 理 区 分</th><th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）</td><td>77,940</td></tr><tr><td>さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）</td><td>8,160</td></tr></table>	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	北海道	3,900	(略)	(略)	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	77,940	さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	8,160	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまいだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和七管理年度（令和七年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 さんま 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 110,911トン 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 <table><tr><th>都 道 府 県</th><th>都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>北海道</td><td>4,500</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 <table><tr><th>大 臣 管 理 区 分</th><th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）</td><td>90,340</td></tr><tr><td>さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）</td><td>9,460</td></tr></table>	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	北海道	4,500	(略)	(略)	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	90,340	さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	9,460
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量																								
北海道	3,900																								
(略)	(略)																								
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量																								
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	77,940																								
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	8,160																								
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量																								
北海道	4,500																								
(略)	(略)																								
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量																								
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	90,340																								
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	9,460																								

(略)	(略)	(略)	(略)
第二～第九	(略)	第二～第九	(略)

北太平洋漁業委員会 (NPFC) 第9回年次会合の結果について

令和 7 年 5 月
水産庁資源管理部国際課

1

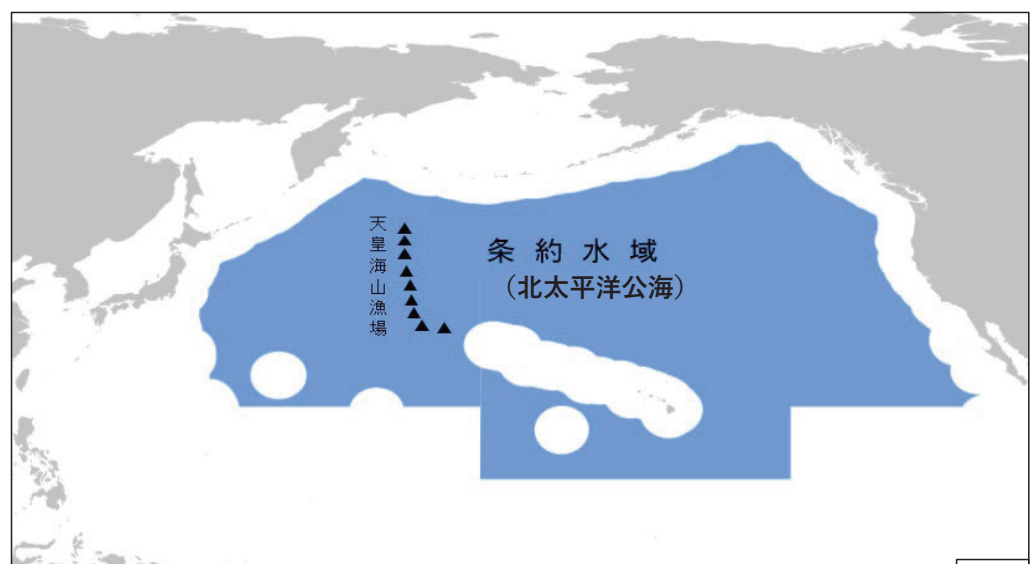
北太平洋漁業委員会 (NPFC)

北太平洋公海における台湾、中国等の漁船の進出・漁獲拡大を背景に、国際的な資源管理の枠組づくりを進めるべく、平成27年に設立（条約水域：北太平洋公海）。

- 現在9か国・地域がメンバー。沿岸国（日本、ロシア）、遠洋漁業国・地域（中国、韓国、台湾、バヌアツ、EU）、関心国（米国、カナダ）に大別。
- カツオ・マグロ類、サケ・マス類を除く、北太平洋公海に分布する水産資源の国際的な資源管理を実施。

（参加国等）

日本	沿岸国
ロシア	
中国	遠洋漁業国・地域
韓国	
台湾	
バヌアツ	
EU	非漁業国
米国	
カナダ	

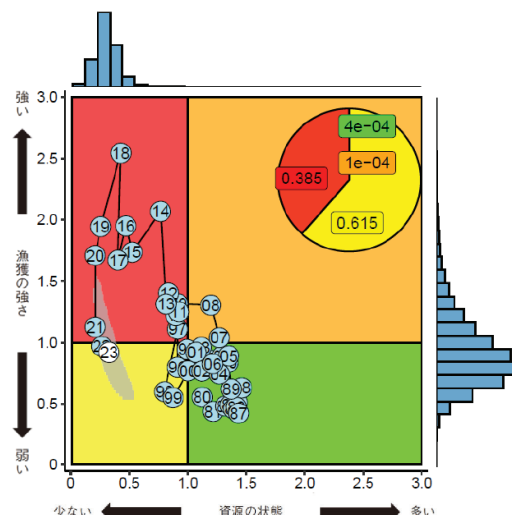


2

資源評価結果のまとめ(第14回NPFC SSC PSレポートより)

直近3年の資源状態

- 2022年～2024年の平均資源量は MSY水準を下回る
- 2021年～2023年の平均漁獲割合(漁獲の強さ)は MSY水準を上回る
- 資源量は近年依然として低水準であるが、2022～2024年で若干増加した可能性
- その増加は、2020年以降の漁獲割合の削減や環境変動による可能性



2024年の資源評価結果

科学委員会からの管理に対する勧告

- 第8回年次会合(2024年)において採択された、暫定的な漁獲管理規則(HCR)に基づき、2025年のTACを202,500トンとする(最大変動量10%を適用)
- 資源評価結果から、MSYを達成するTACとして算出される漁獲量は75,741トンであり、2024年のTAC(225,000トン)の90%よりも少ない

3

サンマ保存管理措置(1)

2025年の公海における漁獲上限を2024年の135,000トンから1割削減し、121,500トンに設定(分布域全体の年間漁獲量は、同225,000トンから1割削減し、202,500トン以内に抑制)

※下線部は第9回年次会合で合意された措置

- 各メンバー(2018年の操業隻数が5隻未満のメンバーを除く)は、(a)連続した180日以内の操業期間を設定し、それ以外の期間は禁漁、又は(b)実操業隻数を2018年から10%削減。
- 2025年は、暫定漁獲管理規則に基づき、サンマの北太平洋公海の漁獲可能量(TAC)を、前年の135,000トンから1割削減し121,500トンに設定(分布域全体の年間漁獲量は、前年の225,000トンから1割削減の202,500トン以内に抑制。沿岸国は200海里水域内の漁獲量を前年の90,000トンから1割削減の81,000トン以内に抑えることで上記措置に協力)。
- 各メンバーは北太平洋公海での漁獲量を2018年の漁獲実績から55%削減。
- 公海での漁獲(各メンバーの合計)がTACの90%相当に達した場合、NPFC事務局長は各メンバーにその旨を通知。各メンバーは事務局の通知を受信後72時間以内に漁獲を停止。ただし、漁獲上限が1万トンを超えないメンバー(ロシア、韓国、バヌアツ)は停止後も自らの漁獲上限の90%まで漁獲が可能。公海での漁獲停止後も、沿岸国は200海里水域内の漁獲上限の一部を公海の漁獲上限に移譲することが可能。
- 各メンバーの漁獲上限について、2018年比55%削減ではなく、2018年比65.5%(公海漁獲上限に抑えるために本来必要な削減率)削減すると宣言したメンバーは、④の規定から免除される。

4

サンマ保存管理措置(2)

2025年の公海における漁獲上限を2024年の135,000トンから1割削減し、121,500トンに設定(分布域全体の年間漁獲量は、同225,000トンから1割削減し、202,500トン以内に抑制)

※下線部は第9回年次会合で合意された措置

- ⑥ 記録及び報告に関する国内要件に従い、混獲を含む全ての漁獲及び投棄の記録を義務化。
- ⑦ サンマの投棄を防ぎ、正確な資源評価に資するため、サンマ狙い操業をする漁船は、漁獲されたサンマの船上保持を義務化(洋上投棄の禁止)。
- ⑧ 小型魚保護のため、東経170度以東における6～7月の操業を禁止。
- ⑨ サンマMSE作業部会は、2027年の第11回年次会合までに管理手順の確立に努める。

5

第9回NPFC年次会合で合意されたサンマの漁獲枠等

			【参考】漁獲実績	
			(2018年)	(2024年)
総漁獲水準(2025年)		202,500	435,881	155,559
うち公海での漁獲可能量		121,500	352,138	145,044
国別漁獲上限 (※)	日本	21,087	46,859	28,701
	ロシア	2,457	5,459	286
	中国	40,664	90,365	40,504
	台湾	81,210	180,466	67,280
	韓国	9,342	20,759	5,866
	バヌアツ	3,704	8,231	2,407
うちEEZ(日ロ)		81,000	81,417	10,515

(※) 2018年漁獲実績の45%で算定。公海の漁獲上限を合計すると13.5万トン以上となるが、毎週の漁獲報告を元に合計が上限の90%相当に達した場合、その旨通知を受けて72時間以内に漁獲を停止する。ただし、漁獲枠が1万トンを超えないメンバー（ロシア、韓国、バヌアツ）は停止後も自らの漁獲枠の90%まで漁獲が可能。（昨年同様）
また、上表の数量ではなく、2018年漁獲実績の34.5%まで削減するメンバーは、その数量まで漁獲が可能。

67

(参考1) 各国のサンマの漁獲量(2001年以降)

	中国			日本			韓国			ロシア				台湾			パナアツ		合計			
	合計	サンマ棒受網	その他	合計	サンマ棒受網	その他	合計	サンマ棒受網	その他	合計	サンマ棒受網	その他	合計	サンマ棒受網	合計	サンマ棒受網						
		公海	公海		公海	200海里		200海里	公海		200海里	公海+200海里		公海		200海里	公海	200海里	公海	公海		
2024	40,504	40,504	0	38,688	28,701	9,981	6	5,866	5,866	0	814	286	528	0.001	67,280	67,280	0	2,407	2,407	155,589	145,043	9,987
2023	39,252	39,252	0	24,464	10,608	13,818	38	3,107	3,107	0	51	51	0	0	50,268	50,268	0	1,108	1,108	118,250	104,394	13,856
2022	35,477	35,477	0	18,064	14,709	3,309	46	3,438	3,438	0	0	0	0	0	42,177	42,177	0	929	929	100,085	96,730	3,355
2021	33,511	33,511	0	18,318	17,378	910	30	4,365	4,365	0	610	574	36	0	34,043	34,043	0	1,270	1,270	92,117	91,141	940
2020	44,006	44,006	0	29,695	17,430	12,232	33	5,993	5,993	0	753	443	310	0	56,662	56,662	0	2,700	2,700	139,809	127,234	12,265
2019	51,404	51,404	0	45,664	20,986	24,528	150	8,375	8,375	0	2,402	1,683	719	0.4	83,941	83,941	0	3,465	3,465	195,251	169,854	24,678
2018	90,365	90,339	26	125,333	46,859	78,334	140	23,702	20,759	2,943	7,784	5,459	2,325	0	180,466	180,466	0	8,231	8,231	435,881	352,138	81,417
2017	48,458	48,458	0	83,672	15,594	67,961	117	15,353	12,471	2,882	6,315	3,658	2,633	24	104,405	104,405	0	4,437	4,437	262,640	189,023	70,984
2016	63,016	63,016	0	113,828	19,384	94,344	100	16,828	9,883	6,945	14,623	2,463	12,136	24	146,025	146,025	0	7,331	7,331	361,650	248,101	101,413
2015	48,503	48,503	0	116,243	31,534	84,214	495	11,204	5,466	5,738	24,047	4,641	19,323	83	152,271	152,271	0	6,616	6,616	358,883	249,031	90,530
2014	76,129	76,129	0	227,520	5,784	220,426	1,310	23,431	16,129	7,302	71,254	7,219	63,996	39	229,937	210,355	19,582	1,915	1,915	630,186	317,532	248,659
2013	23,191	23,191	0	149,204	8,085	139,665	1,454	20,055	17,666	2,389	52,433	229	52,100	103	182,619	159,568	23,051	1,509	1,509	429,011	210,249	166,662
2012	2,014	2,014	0	221,469	1,228	217,426	2,815	13,961	7,068	6,893	63,105	1,494	61,611		161,514	141,066	20,448			462,063	152,870	247,582
2011				215,353	1,208	212,734	1,411	18,068	14,061	4,007	62,064	1,616	60,448		160,532	137,089	23,443			456,017	153,974	241,595
2010				207,489	2,859	202,939	1,691	21,360	9,031	12,329	31,686	2,100	29,586		165,692	157,666	8,026			426,227	171,656	224,985
2009				310,743	722	305,887	4,134	22,001	10,008	11,993	37,693	700	36,993		104,219	98,177	6,042			474,656	109,607	328,056
2008				354,727	1,124	345,866	7,737	30,212	19,004	11,208	93,866	16,200	77,666		139,514	133,763	5,751			618,319	170,091	370,562
2007				296,523	267	290,326	5,930	16,976	7,625	9,351	110,692	15,700	94,992		87,277	82,362	4,915			511,468	105,954	310,522
2006				244,585	0	239,239	5,346	12,009	3,303	8,706	77,691	17,900	59,791		60,578	60,578				394,863	81,781	253,291
2005				234,451	0	229,970	4,481	40,509	31,175	9,334	87,602	34,100	53,502		111,491	101,939	9,552			474,054	167,214	253,337
2004				204,371	0	199,208	5,163	22,943	18,082	4,861	83,735	8,300	75,435		60,832	60,723	109			371,881	87,105	209,341
2003				264,801	0	255,518	9,283	31,219	20,146	11,073	57,646	0	57,646		91,515	84,443	7,072			445,181	104,589	282,946
2002				205,282	0	199,111	6,171	20,088	10,676	9,412	36,602		36,602		51,283	38,063	13,220			313,255	48,739	227,914
2001				269,798	0	263,882	5,916	20,869	5,401	15,468	34,616		34,616		39,750	17,149	22,601			365,033	22,550	307,867
2000				216,470	0	210,656	5,814	24,457			14,827		14,827		27,868	27,868				283,622	27,868	216,470
1999				141,011	0	135,170	5,841	18,138			4,576		4,576		12,541	12,541				176,266	12,541	141,011
1998				144,983	4,116	135,596	5,271	13,922			3,057		3,057		12,794	12,794				174,756	16,910	140,867
1997				290,813	0	284,410	6,403	50,227			4,493		4,493		21,887	21,887				367,420	21,887	290,813
1996				229,225	0	213,590	15,635	18,681			6,684		6,684		8,236	8,236				262,826	8,236	229,225
1995				273,510	0	267,276	6,234	31,321			14,283		14,283		13,772	13,772				332,886	13,772	273,510

* ロシア、台湾の一部で公海/200カイリ水域が不明。
出典：NPFCへの各国等報告(単位：トン)

(参考2) 各国のサンマ操業隻数

	中国		日本		韓国		ロシア			台湾		パナマ	
	サンマ棒受網	その他	サンマ棒受網	その他	サンマ棒受網	その他	サンマ棒受網		その他	サンマ棒受網		サンマ棒受網	
		公海		公海			公海	200海里		公海	200海里	公海	
2024	59	0	84	136	N.A.	5	0	2	2	1	70	0	2
2023	57	0	63	144	N.A.	6	0	1	0	2	66	0	2
2022	63	0	89	154	N.A.	10	0	0	0	0	81	0	3
2021	66	0	109	168	N.A.	10	0	3	2	1	93	0	4
2020	57	0	98	173	N.A.	10	0	2	1	0	87	0	4
2019	62	0	111	183	N.A.	11	0	4	5	1	91	0	4
2018	49	3	125	191	N.A.	12	11	4	10	0	83	0	4
2017	55		102	197	N.A.	13	13	13	14	3	84	0	4
2016	60		96	209	N.A.	14	12	6	28	3	91	0	4
2015	42		72	208	N.A.	13		15	39	9	90	0	4
2014	44		32	210	N.A.	13		15	61	1	91	11	1
2013	19		47	217	N.A.	14		21	63	3	91	15	1
2012	2		22	218	N.A.	13		16	58		85	13	
2011			12	214	N.A.	15		14	51		74	14	
2010			19	236	N.A.	17		8	46		77	5	
2009			4	239	N.A.	17		12	51		72	6	
2008			2	239	N.A.	16		12	49		68	3	
2007			1	247	N.A.	15		10	57		67	5	
2006			0	258	N.A.	13		11	49		65		
2005			0	288	N.A.	18		16	48		67	8	
2004			0	314	N.A.	19		14	37		67	1	
2003			0	324	N.A.	19		0	48		67	6	
2002			0	370	N.A.	21			50		56	20	
2001			0	379	N.A.	26			38		44	25	
2000			0	394	N.A.				28		40		
1999			0	239*	N.A.				11		33		
1998			24	242*	N.A.				14		25		
1997				252*	N.A.				16		20		
1996				262*	N.A.				18		14		
1995				284*	N.A.				28		16		

出典：NPFCへの各国等報告等(単位：隻)

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～12 月）さんま
漁獲可能量（TAC）の変更及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（変更案）

令和 7 管理年度のさんまの TAC については、令和 6 年 11 月の第 133 回水産政策審議会資源管理分科会において、

（１）令和 6 年 3 月に開催された北太平洋漁業委員会（NPF C）第 8 回年次会合で採択された保存管理措置を踏まえ、110,911 トンに設定する。

（２）ただし、令和 7 年 3 月に開催を予定する NPF C 第 9 回年次会合で新たな保存管理措置が決定された場合には、必要に応じて TAC の変更を検討する。

としていた。

令和 7 年 3 月に開催された NPF C 第 9 回年次会合において、漁獲管理規則（直近の資源水準から漁獲上限が算出されるものの、毎年の漁獲上限の変動幅は前年比 1 割以内）に基づく 2025 年の公海における漁獲上限を含む、新たな保存管理措置が採択されたことから、以下の考え方にに基づき算定された 95,623 トンに TAC を変更する。

NPF C 第 9 回年次会合において 採択された保存管理措置	我が国 TAC 算定の考え方
① 2025 年は、NPF C 条約水域（公海）での漁獲可能量（TAC）を 121,500 トンに制限（分布域全体の年間漁獲量は 202,500 トンに制限）。 ② 日ロ両国は 200 海里水域内の漁獲量を 81,000 トン以内に抑えることで上記措置に協力。	○我が国漁船による日ロ両国の 200 海里水域内の漁獲量 $= 81,000 \text{ トン}$ $\times \text{【日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェア（参考 1）】}$ $= \underline{79,457 \text{ トン（A）}}$
③ 各国は公海での漁獲量を 2018 年の漁獲実績の 45% に削減。総漁獲量が公海 TAC の 90% に達した段階で操業停止。 ※34.5% に削減する場合には、自国漁獲上限の全てを利用可能。日本は 34.5% を選択。 ※沿岸国は、200 海里水域内における漁	○我が国漁船による公海の漁獲量 $= 46,859 \text{ トン（2018 年の漁獲実績）}$ $\times 34.5\%$ $= \underline{16,166 \text{ トン（B）}}$

獲上限の一部を公海での漁獲に振り替え可能。	
	○我が国の令和 7 管理年度 T A C = <u>95,623 トン (A + B)</u>

(参考 1) 日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェアの算定根拠

N P F C 統計における 200 海里水域内の漁獲実績

単位：トン

船籍	日本	韓国	ロシア	台湾	計
2022	3,355	0	0	0	3,355
2023	13,856	0	0	0	13,856
2024	9,987	0	528	0	10,515
計	27,198	0	528	0	27,726

日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェア (3 年平均) = $27,198 / 27,726$

(参考 2) さんま T A C の推移

単位：トン

特定水産資源	R7 年 (2025 年) (変更案)	R7 年 (2025 年) (当初)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)
さんま	95,623	110,911	118,131 (110,911)	155,335 (118,131)	155,335	264,000 (155,335)	264,000

※括弧内は、期中変更があった場合の変更後の数字

(参考 3) NPFC 統計における近年の主要国・地域のサンマ漁獲量の推移

単位：トン

	日本	韓国	ロシア	中国	台湾	バヌアツ	漁獲量合計
2020	29,695	5,993	753	44,006	56,662	2,700	139,809
2021	18,318	4,365	610	33,511	34,043	1,270	92,117
2022	18,064	3,438	0	35,477	42,177	929	100,085
2023	24,464	3,107	51	39,252	50,268	1,108	118,250
2024	38,688	5,866	814	40,504	67,280	2,407	155,559

2 配分 (案)

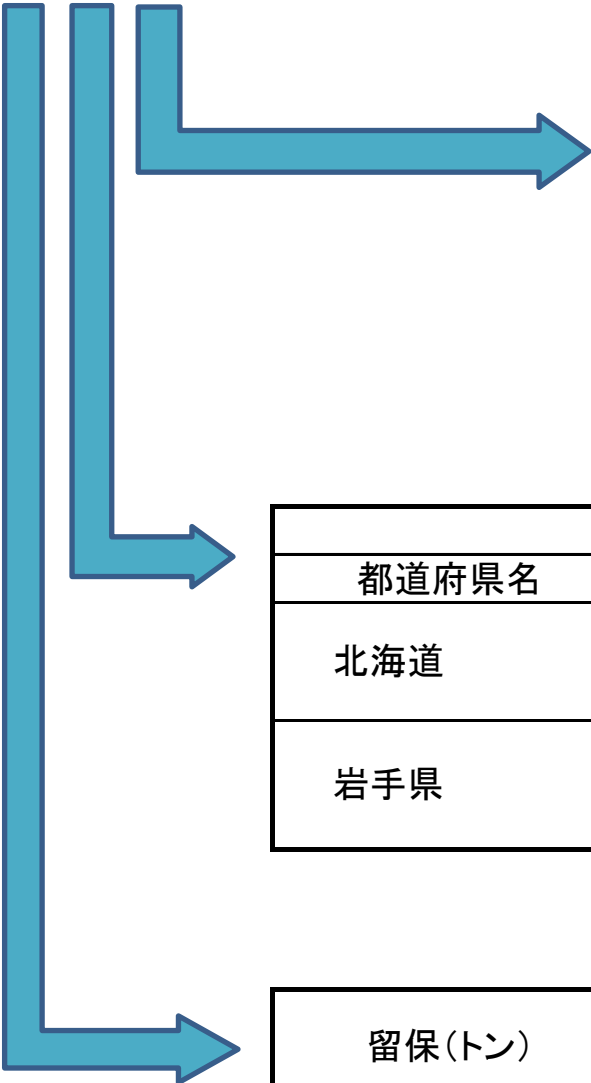
- (1) T A C の 10 パーセントを国の留保とする。
- (2) 過去 3 か年 (令和 2 年から令和 4 年まで) の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。ただし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。ただし、漁獲割当て (I Q) による管理を行う管理区分においては、一定の漁獲可能量を船舶ごとに割

り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないため、留保からの事後的な配分の対象から除外するとともに、当初の配分において、留保から一定数量を上乗せ配分する。

(別紙)

令和7管理年度さんま漁獲可能量(TAC)の変更及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
さんま	95,623



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
北太平洋さんま漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	73,440 (77,940)
北太平洋さんま漁業 (総量の管理を行う管理区分)	8,160

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	3,900	宮城県、千葉県、石川県、静岡県、三重県、京都府、和歌山県、山口県、高知県、佐賀県及び長崎県については、現行水準とす
岩手県	400	

留保(トン)	9,562 (5,062)
--------	------------------